

一般質問



6名の議員から一般質問があり、理事者の考えを問いました。
(質問内容・答弁については要約して掲載しております。)

第一次産業の振興について

江上 恭 司 議員

問

今年には異常気象、輸入肥料の異常な値上がり、高い燃料費など第一次産業に大きな影響の出た年になりました。

農業では、稲作の作柄の作況指数が六八%で最悪の状況になり、酪農においても飼料の値上がり、ぬれ子の価格の低迷などの厳しい状況になっています。

新しく始まった品目横断対策の大豆についても、ゲタ対策をしても今までの交付金大豆から見て、大幅な価格の減少となっており、新しい制度自体が更に厳しい農業情勢に追い込んでいます。

漁業でも、イカ・サケの収量は大きな減収になっていきます。

このような事の対策を含め、どのように考えているのか、二点について質問します。

①第一次産業の大幅な減収に

対して、どのように考えているのか、また、どのような対策を考えているのか。

②二十年度予算にむけて、第一次産業の振興策を予算の中で、どのように反映していくのか。

国や道に要請し、町独自でできることは積極的に支援したい

答・町長

①水稲では、七月の低温、日照不足などの影響により収量が著しく減少しており、共済補填がなされたとはいえ、大変危惧しています。

酪農についても、穀物価格が高騰しており、飼料費節減の対策が重要な課題であり、配合飼料安定基金の継続実施がされるように、国に対して要請していきたいと考えています。

品目横断については、国で見直しが検討中であり、推移を見ながら考えていきます。

自然異変に対処するため、経済的損失を分散させ、高収益が期待できる新作物の栽培奨励を考えています。

町としては、農業者の窮状を真摯に受け止め、創意工夫と意欲を持つて取り組み、農業者支援策を持つて講じていきます。

漁業については、原油の高騰、生産資材の負担増、漁獲量の減収など、大変憂慮すべき事態と認識しており、産業団体と話し合いながら、有効な支援策を講じてまいりたい。

②新年度農業予算については、水稲被害を最優先と考えており、水稲種子の購入経費の一部助成を行いたい。

漁業については、捕る漁業からつくり育てる漁業の転換を図るための調査、研究、計画、素案づくりなどに取り組んでいきたいと考えています。

問・再質問

今年の対策については、農民同盟、農協などの要請を検討していくと聞いていますが、具体的にどのような要請があったのか、そして、町長はどのように応えようとしているのか。

また、町長はいつも農家の経営だから自らで考えるべきと言われますが、この五年間を見ても異常気象等や米価の下落、燃料高も含めて、農民の努力だけでは自分の経営を守れない外部要因があまりにも多過ぎるのではないかと。今必要な対策は、現在やっている農家、漁家を担い手として営農、漁業を続けられる対策だと考えます。

全ての第一次産業に携わっている人を元気づける対策が、行政の役割だと思います。

来年の予算でも、稲作の種もみ助成だけで、酪農の事も考えるなら、えん麦などの種子助成も必要と考えますが、町長の答弁をお願いします。

答・町長

両農協、農民連盟からは具体的な内容の要請はありませんが、中身については関係者と詰めている状況です。

米に依存している体質から、少し脱却が必要と考えており、危険分散として様々な作物に取り組んでいただき、力強い経営基盤を作ってもらいたいと思います。

畜産についても自給飼料率を高め、生産コストの削減につながる具体的対策をしたいと思っております。

これまで町は基盤整備、米乾燥施設など整備での事業効果として、一億四千九百万円弱が生産コストの削減になっていると思っております。

農業を取り巻く環境が悪化している中で、町としてやれる限度があり、町でできない部分については、国や道に要請していき、町独自でできる部分には積極的に支援策を講じていきます。

当町の基幹産業は第一次産業であり、しっかりとした対応を含めて取り組んでいるこ

とを理解していただきたいと思えます。

乳幼児医療費助成の拡大について

問

大都市の一部では景気が回復しているとも言われていますが、地方では三位一体の改革により依然として不況が続き仕事も少なくなり、毎年賃金も下がっている中、原油高による生活物資の値上げ等で、未来を担う子どもを育てている親御さんの生活が非常に厳しくなっています。

国では来年度から、乳幼児医療費の本人負担の一〇％軽減策が発表されています。

今、多くの自治体で乳幼児医療費拡大が検討されており、厚沢部町では中学生までの医療費無料化、北斗市では一八歳までの無料化が検討されています。

せたな町では就学前までの医療費無料が実現されていますが、先程述べた厳しい環境の中で子育てをしている親御さんに対して、少しでも安心できる子育ての支援策拡大が必要であり、小学校卒業までの医療費無料化を進めるべき

だと考えますが、町長の考えを伺います。

関係機関の動向を勘案し、検討したい

答・町長

乳幼児医療費助成制度は、昭和四十八年度から乳幼児の健全な育成を図るため実施されています。

昨年六月の医療制度改革関連法案の成立を受け、平成二十年四月から乳幼児に対する患者負担軽減を義務教育就学前まで拡大することになっています。

町は、子育て支援の充実を図る観点から、今年度新たに受け入れる〇歳児及び一歳児保育に必要な増改築の整備を行なった所であり、また、子育て支援センター、学童保育の施設整備を行い、次世代を担う子どもを産み育てる環境の確立に努めてきました。

小学校までの医療費無料の拡大については、厚沢部町を除き就学前までの医療費全額助成はせたな町だけです。



今後、北海道医療給付事業、国などの動向を勘案しながら検討してまいりたいと考えています。

問・再質問

町長は検討すると言われましたが、せたな町には五百七人の小学生がいますが、無料化にすると必要経費はどの位なのか。

今実施されている就学前までの医療費は、年間五百万円かかっているが、学年が進めば進むほど医療費は少なくなると思います。町の計画によると九百三十万円くらいと言っていますが、実際にはもっと少なくなると思います。また、道では小学生の入院費の負担を三割から一割にする軽減策を発表しています。国では、一〇%の軽減策を出しており、これらによって町の負担が軽くなると思いますが、どのくらい軽減になるのか伺います。

答・町長

五百七人の小学生全員の医療費助成をすると、今の段階での試算では九百三十二万九千円になります。

国の三割から二割負担の軽減になると百六十三万八千円の町の減額になります。これに要する経費として、給付拡大によるシステム改修が当然でできますので、一千七十万円の予算が必要になります。

また、道で出された入院費補助の小学生までの拡大は、自己負担が三割から一割になることになっていますが、これについては確定されていませんが道と歩調を合わせて、町の一割負担については予算化をしなければならぬと考えています。

福祉灯油について

問

国の三位一体の改革により医療費の値上げ、年金は下がり、それに加え定率減税、高齢者控除の廃止によって年金生活者の生活が厳しくなっ

ています。

冬を前にして灯油の値段が一斗百円を越す勢いになって、年金者を含めた低所得者にとっては、この厳しい冬を乗り切っていくのか大きな不安を抱えています。

国民の声に押されて、国でも福祉灯油を実施している自治体に、今年度予算で支援する事を発表しています。

今、多くの自治体で福祉灯油事業を計画しており、十勝地区では全十八市町村で導入が検討されています。せたな町は、高齢化比率が全道平均から見ても高い地域であり、



多くのお年寄りを抱えている当町にとって、少しでも暖かい冬を過ごしてもらうためにも必要な事業だと思えますが、町長の考えを伺います。

実施に向け検討する

答・町長

高齢者世帯や障害者世帯など、低所得者を対象とした灯油購入代を助成する福祉灯油については、現在、北海道では四十六市町村で実施予定となっています。

世帯所得が減少している中の灯油の高騰は、高齢者世

帯や母子世帯など低所得者世帯においては家計費の負担が大きく、生活が大変苦しくなっていると思います。

国においても緊急対策として、寒冷地の市町村が低所得者へ灯油代支援を行なう場合の助成を検討している状況にありますので、国の支援内容を見ながら町財政の厳しい中ですが、実施に向けて検討します。

問・再質問

実施については検討することですが、現在、どのような実施を考えているのか。国では五百億円〜六百億円の予算で、交付税算入でやっている自治体に対しての支援を考えています。

また、道でも支援の拡大が検討されており、特に生活保護より低い所得で年金だけで生活しているお年寄りに対しては、支援金額も含めて検討すべきと思います。

町民の声を聞きながら、この対策を充実させるべきと考えますが、町長の考えを伺い

総務省が示す「公立病院改革ガイドライン(案)」について

答・町長

道からの補助金は、人口一万人く三万人の市町村では、上限が百二十万円で、道が半分、町が半分で、六十万円の補助になりますが、大変少ない金額です。

今考えているのは、対象世帯は高齢者世帯、障害者世帯、一人親世帯など一二二八世帯になっていきますが、所得税、町民税の非課税世帯を考えると、三分の二程度を想定し、約八〇〇世帯で七百四十万円が必要と思います。

国、道の対策が明らかになる状況を見ながら、これからの補助対応に反映させていくと考えています。

問

財政健全化法の制定に伴い、公営企業会計による公立病院の決算数値も平成二十年度より財政四指標の一つ、連結実質赤字比率の対象となり、今日の自治体の財政悪化の最も大きな要因の一つとされる公立病院の経営改善に向け、様々な施策が打ち出されようとしています。

総務省は、公立病院改革ガイドライン案を示し、各自治体に対し公立病院の経営改善をより一層厳格に取り組みよう具体的に求めています。

本町は、本年度より町医療等対策審議会の答申をいただき、いち早くその改善に着手してきました。

各自治体は、平成二十年中に改革プランの策定、経営効率化は三年、病院の再編、ネットワーク化や経営形態の見直しは五年で改革に取り組むよう明示されていますが、特に

大野 一 男 議員

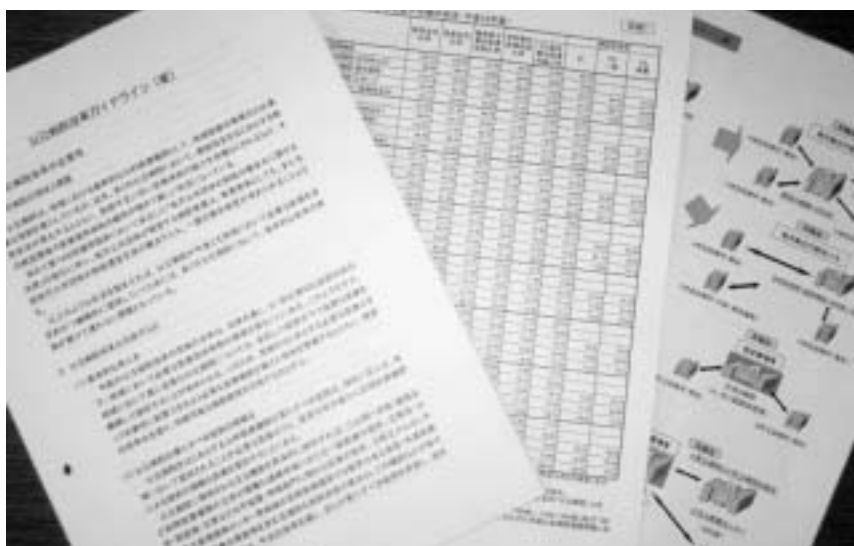
病床利用率が三年連続で七〇%未満の施設は、病床数の削減や診療所化など抜本的な見直しも視野に入れた厳しい内容となっていますが、町長はこの指針にどう対処していくのか伺います。

内部機関あるいは議会厚生文教委員会と協議し取り進める

答・町長

本町においては、本年四月より、現在の一病院、二診療所による新たな公的医療体制を再編スタートさせたところであります。

この再編は、公的医療機関の厳しい経営状況やこれを支えるまちの逼迫した財政状況さらには町民のニーズを総合的に勘案しながら、救急医療を含む一次医療の規模を基本として、病院、診療所の組織を一元化し、人的医療資源を国



保病院に集約するなど運営の効率化を図り、新たな眼科や整形外科の委託診療を実施し、医療機能を充実させて将来的にも継続安定した医療サービスを効果的に提供できる体制の構築を図ったものです。

道では現在、人的・物的医療資源を有効に活用しながら一次医療レベルでの地域医療の確保と病院経営の健全化を

図るため、自治体病院を持つ市町村への提案として、自治体病院等広域化・連携構想を策定中でありますが、本町の公的医療機関再編はこの構想に一步先駆けたものとして、道からも一定の評価をいただいているところですので。

しかしながら、本町の公的医療機関再編は病院改革のまだ第一

段階であります。近年の医療費改定による診療報酬の減等により病院経営はますます厳しい状況が見込まれるため、地域における真に必要な医療の提供を持続可能とするためにはさらなる経営の効率化を図らなければならぬと考えています。

今後、医療関係者により専門的な協議検討を重ねた後、

内部機関であるせきたな町医療・保険・福祉対策検討委員会、あるいは議会厚生文教委員会などと協議しながら取り進めていきます。

問・再質問

北海道が示す新しい再編案については、その先駆けとしていち早く病院の再編に着手してきたところであり、継続可能な限りこの体制を維持して行くと受け止めています。大成区では地理的要件で不安視されることもあり、これ以上病院の縮小や再編のないように、この線は崩さないで今後もしっかりやっていく事を、もう一度具体的に示していただきたいと思います。

また、不採算地域を政策医療として担っていることから、町の自助努力によって改善を図れという事自体かなり無理な話であり、病院再編など前向きに改革に取り組んでいる自治体に対しては、国、道はもっと財政的な支援をすべきであり町長もこうした要請活動を先頭に立つて行うべきと

考えます。

医療に対する不安が町に届いていないのではないかといった町民の生の声を町長は地区に向いて聞き、町長の生の声で今の状況を説明し理解を求める機会を多くしていただきたいと思います。

答・町長

公立病院は不採算部門を担っていることも事実であり、又地域ごとに中核病院に医療機関を集約するにも、医師看護師などが足りない状況に加えて、診療報酬の引き下げが病院経営に大きく影響し、自治体も立て直しに知恵を絞らなければなりません。地域が幾ら努力しても解決できない課題も多いわけです。

今回の総務省の指針は改革の方向は示しましたが、財政支援措置は具体的にしています。

指針に沿って病院再編や経営形態の見直しなど経営改革に取り組み自治体には交付税を上乗せする一方、改革に後ろ向きな自治体には交付税が

減らされるという懸念も出てきています。

今後の病院事業は、せきたな町の公的医療体制等に係る基本方針に基づき、救急医療を含む一次医療の規模を堅持し、将来的にも継続して安定した医療サービスの提案を図ってまいりたいと考えています。

今日の国、道が求めている改革と経営の効率化については、既に取り組みが終わっていると考えており、病床の削

減をするのは簡単ですが、交付税の減額につながることでもあり、削減数あるいは実施時期について慎重に判断させていただきます。

一病院二診療所体制は、瀬棚、大成両区の住民の安心、安全を守ることから今後も守っていききたいと考えており、地区に向いて対話する機会を持つことに関しては、貴重な意見としてうけたまわっております。

区長人事と人材育成について

小平 久 議員

問

八月七日の三区合同合併協議会では、合併特例区から地域自治区への前倒し議論が中心に進められてきましたが、不調に終わり、区長人事は町民の最大の関心事でありましたが、人件費の加算が伴う再任でありました。

区長の選任は、職員から登用することで新たな人件費の増加を抑えることになり、人

事の刷新、人材の育成になると思います。

人事権は町長にあるとはいえ、財政非常事態宣言をした町長としては、職員からの登用に努力すべきであったと思います。

①財政非常事態宣言の中で、歳出削減の対応とは考えられない。

②職員の人事が停滞し、定員適正化にも影響する。

③二十年度で職員の給料削減を予定しての対応とは思われ

ない。
④再任用職員制度の凍結を実施している現況等、町民世論の声を無視した特別職人事は政治的、道義的にいかがが。町長は町民に説明責任があると思いますが、見解を伺います。

行政に関する幅広い知識と経験を有し、行政事情に詳しく統括管理できる人材として再任

答・町長

各区の合併特例区協議会の答申では、三区とも合併特例区は存続との意見でした。

地域自治区については、町が意図的に前倒しを考えたものでない事は第三回定例会でお答えしているとおりで、不調に終わったものでなく、誤解のないよう申し添えたいと思います。

区長の人選には総合支所長も兼ねていることから、行政に関する幅広い知識と経験を

有し、各区の行政実情に詳しい総合支所を統括管理できる人材として、私の責任において再任しました。

① 区長の人件費は、自らの申し出によりこの度の改正で課長補佐級の職員より低い人件費になりましたが、ある程度の人件費を支払っても優秀な人材を求めたいくらいです。

もともと歳出削減と区長人事、人件費は一緒に議論すべき問題ではありませんし、好き嫌いで人事をしないのが私の信念です。

② 停滞を招かないように、本庁、総合支所間での人事交流、能力に応じた昇格を行っています。

③ 区長の人件費に関しては、給与月額削減を職員とは別に対処したところです。

④ 現行の定員適正化計画において盛り込まれ、この方針に基づき合併時から任用された職員はおりません。

区長選任に関する町民周知は、一月号に掲載予定です。

問・再質問

平成十七年のある議員の一般質問の答弁で、区長人事は大成町、瀬棚町の職員について性格や能力、町民の信頼度を知らないため、前の助役に区長をお願いしたと答弁しています。

それぞれの区長には二年間でそれなりの働きがあったと考えると、今回の人事とは整合性がないのではないかと。

特に今回の区長人事は、特例区の扱い、人件費の問題、住民感情など根深い問題があります。八月七日の特例区協議会の副町長のまとめでは、「二十二年の満了を待たずとも縮小は可能です。一番大きな問題は人件費の削減です。任期は十月十八日ですが、年度内で区切り、二十年三月三十一日で解散したいと考えています。」と語っています。

また、九月十二日の瀬棚区の合併特例区協議会では、合併特例区のあり方についての協議に入ったなら区長は退席した。

特例区を存続するか否かの

重要な場面から最高責任者が退席したと投書がありました。事実とすれば遺憾なことだと思います。

答・町長

三区合同の特例区の会議を開催した中で、特例区委員から新町として一体感を醸成するためにも、特例区から地域自治区に移行してはとの意見に、副町長から説明があったものと考えています。

財政非常事態宣言の中で歳出削減の対応とは考えられない、職員人事が停滞すると同時に定員適正化にも影響する、二十年度では職員の給与削減を予定しての対応とは思われない、再任用職員制度の凍結を実施している状況など、四点を上げて区長人事についていかなものかとしています。これらと区長人事は関係がないと判断しています。

区長、総合支所長という重い職責を考えた場合、旧町の実態を熟知している優秀な人材を当然求められるわけで、旧町の議員さんが助役として

認めていた人材を両区の区長に選任したことは、今考えられる最高の人事と思っており、任期満了までその職をお願いするものです。

せたな国保病院の経営方針は

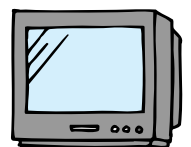
問

北海道は自治体病院等広域化連携構想の素案に関する説明を終えたとし、総務省の経営改革指針案では、病床利用率が三年連続七〇%未満の病院に病床数の削減や診療所化など抜本的見直しが迫られていると考えます。

十八年度の決算では六千四百七十八万円の欠損金が計上されているが、内容を精査してみると、交付金で一億三千万円交付されています。この措置も平成二十一年度までだと思います。

適正な病床数のあり方も考えなければなりませんし、医療費の削減などこの状況で推移すると、平成二十二年度では一億数千万円の欠損金が見

議 会 の 様 子 を 放 映



定例会、臨時会の様子を本庁・瀬棚総合支所 1 階ロビー、大成区は支所 2 階の会議室にてテレビ放映しています。

込まれます。

後期高齢者医療制度の開始、医療費改正等厳しい医療環境の中で、住民の安心のための地域医療の充実を確保していくか問われています。

また、病院経営の見直し、改革は緊急の課題と考えますが、どのような対策が講じられているのか。

一病院二診療所体制を維持したい

答・町長

せたな町医療等対策審議会の答申を踏まえ、今年四月より一病院二診療所による公的医療体制の再編をスタートさせたところですが、今回の国の指針や道の素案に先行した形で効率化が図られたものであり、道からも評価を得ております。

国保病院は、企業の経済性と公共の福祉を増進する運営をしなければならず、さらに採算性と地域医療の役割を担う事を求められており、また国の医療費抑制や職員給与費

の増、医師、看護師の不足等

課題が多く極めて厳しい状況ですが、地域の中心病院としての役割を果たしていくべきものと考えています。

普通交付税の病床割り分は、二十二年度から現在の単価では一千万円の減額予定で、十八年度で措置されており一億二千六百万円すべてがゼロになるわけではありませんが、交付税の関係は不透明な部分がありますので、適正な病床数を維持しながら経営改善に努めたいと思っております。

また、本年四月から入院基本料算定を一五対一から一三対一に引上げ、診療報酬増額に努めるほか、整形、眼科など委託診療増加による報酬確保、加えて十一月から給食部門の外部委託による人件費削減、さらに入院時食事療養加算の施行とこれらの成果が期待されるとしております。

病院経営だけ考えますと、一カ所統合という意見もあるかと思いますが、瀬棚、大成両区の安心、安全、医療サービスを考えるで一病院二診療

所体制を維持してまいりたい。

問・再質問

先駆けで医療改革を行ってきたということだが、結果としてそうせざるを得なかった、あるいはそうだったのではないか。

瀬棚医科診療所、大成の病院の病床がなくなり、大幅な地域医療の後退で、地域住民の不自由、不安は大変なことであります。

そんな中で、せたな町立国保病院の存在をきちんとしていかなければならない。

しかし、平成二十二年度以降の交付税は、相当減額が予想されます。二十二年度以降の病院のあり方を考えなければ、そのときになって大変な事になると思っております。

大成区、瀬棚区の医療のこれ以上の後退は考えられないので、しっかりとやっていきたい。

町立病院のきちんとした存続と、ロイヤル病院とのすみ分けも地域医療にとっては大事な問題と思えます。

二十二年度以降の対応をお聞きしたい。

答・町長

現在、療養病床転換前のベット数一二〇床に対して交付されており、二十二年度から現ベット数九十九床に対して交付されますので一千万円の減額になります。今後この九十九床の病床利用率が問題になっておりますので、病床

削減数、その時期については的確に判断してまいりたいと考えています。

民間病院との連携ですが、北檜山区にある大きな民間病院は、医療の一翼を担っていただいていると同時に大きな雇用の場でも有り、我々としてはすみ分けをしながら協力を構築してまいりたいと考えています。

限界集落の対策について

問

国土交通省が二〇〇六年に実施した調査によると六五才以上の高齢者が半数を超え、社会的な共同生活が困難な集落は道内では三一九ヶ所あると確認されています。

日常生活が不便で、住民の連携による地域課題の解決も困難な上、集落の存続自体も危ぶまれている農山漁村の集落破壊は、せたな町も例外ではありません。

澤田光子 議員

今現在、我が町には集落が三八あります。そのうち、住民の半数以上が六五才を超えている限界集落といわれる所が七ヶ所もあります。

五年後、十年後を見据えたときには、今の集落三八の半分以上が限界集落になるであろうと予測されます。

年々確実に増えているこの実情を踏まえて、町としてこれからの対策をどのように考えているのか、町長の所見を

お聞かせください。

国や道の支援策や動向に注視し、地区懇談会等や地区担当職員制度を活用し課題解決に取り組みたい

答・町長

限界集落に対する問題は、地域住民の生活全般にわたる事項です。

地域への支援策として、国・



道などの施策や動向に今後注視するとともに、地区懇談会や各種集會など話し合いの場又は既に地区担当職員制度により職員が地域活動に従事しており、この制度を活用しながら地域が抱える課題解決に向けて、今後しっかり取り組んでいくことをご理解いただきたい。

問・再質問

限界集落の課題は多方面から洗い出していく必要があると思われ

ます。集落に入つて、ひざ詰めの懇談会を通して住民の意見等を重視することがこの支援策にもっとも必要なことと考えますが、町長の答弁を伺います。

答・町長

せたな町には、限界集落と定義づけられる集落は七地区ありますが、平均寿命八十を超えた中で非常に元気な方ばかりで、必ずしも地域活動が全くできない状況ではありません。

しかし、今後さらに高齢化が進む中で、まちとしては地区担当職員、これらの必要な人員を配置することや、また患者バス、福祉バス等の地域支援施策を通じて集落に対する対応を図っていきたい。

ブックスタート事業について

問

本を通して赤ちゃんを楽しみひとときが持てる環境づくりを応援するブックスタート事業が全国に定着、拡大していますが、我が町においてはまだ実施されていない現状にあります。

平成十五年九月の定例会において、子育て支援活動の一環としてブックスタート事業

の実施をと質問しましたが実施されることなく、平成十八年度の教育行政執行方針の中で「幼いころから読書に親しむ環境づくりを推進していくためにブックスタート事業について検討する」とあり、心まことにしていましたが何の進展もないため再度質問させていただきます。

ブックスタート

は、肌のぬくもりを感じながら言葉と心を通わすかけがえないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動です。

ぜひ、この事業の実施を考慮していただきたいと思いますが、教育長の考えを伺います。十分な協議をし、実施できよう検討したい

答・教育長

○歳児から絵本を介して親



子のきずなを深め、乳幼児の言葉と心をはぐくみ、豊かな人間性を形成していく上で大変有意義な取り組みであるものと理解しています。

この事業に関しては、教育委員会独自の取り組みは難しく、子育て支援の一環から、子育て支援センター、図書館、保健師、保育士等が一体となって取り組む必要があります。現在、各区の健康センター、保健センターでは、乳幼児絵

本を整備して、検診時等の機会に活用を図っており、基本的な体制が整備されつつあります。さらに、関係部局とも十分な協議を図って実施できるように検討させていただきたい。

問・再質問

良書に親しむ読書環境づくりの重要性が広く国民に再認識されるようになり、これを追い風として各自自治体は積極的に同事業が進められるようになりました。

国民の活字離れ、読書離れが指摘されている中、親子で絵本を初めとする良書の数々に親しんでいくことが、せちな町の未来を担う子供たちの将来を見据えたときに、一步の前進が必要と考えます。我が町には大成区に図書館、北檜山区には情報センター、瀬棚区には図書センターがあり、これらをフル活用する事によってせちな町に合った実施方法があると思われませんが、いかがでしょうか。

答・教育長

図書館からの活用については、今後図書の購入の際に子供向け絵本という事も視野に

消防署の統合について

細川 伸 男 議員

問

現在、せちな町の消防予算は年間約三億八千八百万円と、多額な予算が計上されていることは町長も承知していることと思いますが、せちな町の人口と同じくらいの江差町の消防予算は約二億二千六百万円で、約一億六千二百万円ほど本町の予算が多く計上されています。

せちな町も既に合併していることを考え合わせると、統合し組織の見直しを含め、経費の削減を図ってはどうかと考えますが、町長の考えを伺います。

入れながら、ブックスタート事業をなるべく早く立ち上げるように検討していきたいと思えます。

道の広域推進計画等の動向を見極めながら検討したい

答・町長

消防組織、統合については、今後検討しなければならぬ案件ですが、現在の消防庁舎は地域防災上最適な場所です。動しており、消防署の統合によって救急業務、住民サービスの低下、防災に対する住民不安を避けなければなりません。

当町と人口が同様の江差町と比較して、経費の差のほとんどが人件費で、江差町と比べ十八人多いわけですが、今の消防組織で火災、救急業務をするには、人員体制は十分ではないと思っています。

しかし、今の消防庁舎は築後それぞれ三十年以上経過し、老朽化しており多額の予算を伴う改築時期に合わせ検討します。

道の広域推進計画等の動きを見極めながら消防署の統合を含め、消防団、町民、議会の意見を聞きながら検討したいと思えます。

問・再質問

最近環境が複雑になっており、災害や事故の多様化、住民ニーズ

専門要員の確保・見直し、組織管理や財政運営面での厳しさがある中、今後町民の生命財産を守るためにも消防の統合、組織を見直す時期ではないかと思いますが、町長はどのように考えているのか。

答・町長

合併時三消防署があつて、消防署間において機材、装備の格差、団に対する予算に大きな差がありました。合併後、これらの不足する

の多様化等、平成十八年度の救急統計を見ても交通事故、一般負傷、急病者、それに伴う転院が年五百五件と人的要因が非常に多く、今後消防の出動態勢、消防の車両、



装備の充実を図っているところであります。

大成区については、病院体制の改革に伴い救急体制を強化しながら、現在、高規格車輛の導入に向け道庁関係機関に要望しているところです。

救急救命士については、既

農林漁業の現状と対応策について

問

漁業において、十一月末の漁獲高は五億六千八百万円で、前年対比三億八千万円の減となっており、組合員一人当二百四十万円の減となります。加えて、原油価格の高騰により燃料、魚網等が値上げされ、漁業者経営は逼迫しています。一方、農業においても稲の大凶作や畑作物、畜産物の価格低迷により、農業共済を加味しても約五億円の収入減であり、諸生産資材等の値上げや、本年度より政策導入された品目横断的経営安定対策は本町農業者にとってより不安

に順次計画的に養成しており、住民の期待、安全、安心に貢献することを考え、議員、町民の皆さん方と議論をして、共通認識のもと消防庁舎の改築ということも将来考えられますので、そうした時点で判断していきたいと思えます。

平澤 等 議員

定となり、農業者経営も逼迫しています。

- ①第一次産業の現状をどのよう把握しているか。
- ②年度末を迎えて救援対策は考えているか。
- ③新年度に向けた支援対策はどうなるか。

各産業団体からの支援要請にしっかりと対応したい

答・町長

①景気の動向、救済状況などに対する考えは、認識を同じにしています。

本町の基幹産業の不振によ

り、農漁業者が大幅な減収になることは町内消費の落ち込みが大きく、購買の町外流出も懸念され、一次産業のみならず商工業など、地域経済に与える影響は計り知れないと考えています。

②考えていません。資金利子補給は後向き対応であり、根本解決とはならないと思えます。

③農漁業者の窮状を真摯に受け止め、農協、漁協など産業団体からの支援要請にしっかりと対応していきたい。

漁業については、経営形態が多様化する中で支援対象魚種を選定するのは非常に難しい状況にあります。国の政策を見極めるとともに、ひやま漁協の意向や支援要請などを尊重し、重点施策として位置づけた中で対応策を今後検討したい。

農業については、稲作の再生産につながる支援や高収益作物の導入、畜産は、自給飼料確保等につながる支援策に予算措置を講じていきます。

大成区の上水道施設対策について

問

先般の町長の行政報告に、「大成区水道施設の漏水対策」の報告がありました。異常気象による干ばつとはいえず、地域住民生活に支障をきたした事は大変不幸なことと思えます。

とおりです。
住民の安心できる生活を守るため、新町計画に基づいての早期整備が必要と思えますが、どのような計画なのか。
ライフラインの整備はしっかりと取り組む

答・町長

異常気象により降水量が平年の二一％程度しかなく、本陣川が渇水状態となり、給水制限の中で上浦、東部高台両地区の皆様は大変ご迷惑をかけたこととお詫びいたします。大成区の水道施設は、久遠簡易水道が昭和二十七年、花

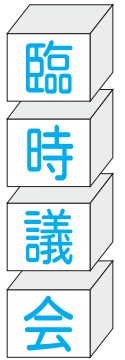


歌が昭和三十年、長磯が昭和三十八年に創設され、現在三箇所の簡易水道、七箇所の簡易給水施設の十施設で二千二百四十六人に給水しています。が、老朽化が著しくなっています。

現在、大成区水道整備基本計画において、太田と長磯地区は現状のまま、残りの地区は水道施設を統合することに、宮野地区にある小川において水源調査を実施しています。

二十年度は小川水利権申請書の作成と認可を受ける予算措置、二十一年度は事業推進に向けて議会と協議を重ねていきたい。

町財政の大変厳しい中でありますが、地域生活に密着するライフラインの整備については、しっかりと取り組んでいきます。



◆第七回◆

開 会 十一月十六日

次の議案を審議し、原案どおり可決しました。

◎平成十九年度せたな町一般会計補正予算（第六号）

予算総額は、歳入歳出それぞれ七十三万円追加し、九十億三千三百八十六万五千円となりました。

◆第一回◆

開 会 一月十一日

次の議案を審議し、原案どおり可決しました。

◎平成十九年度せたな町一般会計補正予算（第八号）

予算総額は、歳入歳出それぞれ九百八十万円追加し、九十億五千六百四十四万九千円となりました。

◎せたな町後期高齢者医療に関する条例

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度が平成二十年四月一日から施行されることに伴い、制度開始に必要な条例の制定をするもの。

◎せたな町長等の給料月額の特例に関する条例

◎せたな町教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例

町長及び副町長、教育長の給料月額を一〇％減額（二ヶ月分）して支給するため、本条例を制定するもの。

補助金使途に係る特別委員会報告

○調査経過

平成十九年十一月十六日開会中の臨時会において、十四名で構成する「北松山町体育協会及びキヤンプタウン推進事業補助金使途に係る調査特別委員会」が設置され、参考人招致を行なった第三回委員

会を含め四回の委員会を開催し、北松山町体育協会及びキヤンプタウン推進事業補助金の使途について調査した。

○調査結果

両団体に対する平成十八年度補助金の使途については、不適正な会計処理をしたもの及び補助対象経費としてなじまない支出があることが判明したので、補助金の精査を行なうことが適当であると判断した。

返還を求める金額は、北松山町体育協会十一万三千三百五円、キヤンプタウンきたひやま推進の会十五万三千三百九十二円、合計二十六万六千六百九十七円とした。

平成十四年度から十七年度の四年間の補助金の使途は、保存すべき決算証書が完備されず、確認調査はできなかったが、両団体の事務局担当より、平成十四年度からの事務局手当ての範囲内で自主返還する旨の意思表示があったものである。

なお、次の意見を付した。

再発防止のために、①補助金団体は、会計処理実務の適正化と透明性の確保、規約に基づく運営改善に自主的に取り組む事を希望する。②行政は、すべての補助対象事業と補助額の再検討、補助金交付手続きの適正化、補助金による原則飲食禁止の明示、補助金団体の他団体に対する補助の禁止、補助金団体と行政の緊張関係の保持、厳格な補助事業完成検査の実施に取り組むことを求める。③議会は、地方自治法に基づくチェック機能の役割と議員の職務を自覚し、議会改革に取り組む必要がある。

また、右記の調査結果に伴い、町長、副町長、教育長の二月に支給される給料から一〇％減じた額とする責任と、両団体の現会長である真柄議員の議長職の辞任となったものである。